

別記

要求書

我が日本映画同盟、大森日活館、品川娛樂館の両分會は去る七月十九日三項目より成る
續續書を提出し交渉せらるも何等誠意ある回答なきため茲に貴殿に対し要求書を
提出するものあり、即時回答あり度し。

要求事項

- (一) 室内名の給料はオールト×上映に休暇中と言え共差引ざらる事。
- (二) 河合君の給料も即時値上する事。
- (三) 一本返しを撤廃すること。但し撤廃せざる場合は手当を支給の事。
- (四) 退職手当を左の通り制定せし度し。
満一年勤続者に対しては二月分、以後一年を増す毎に一月分増給する事。
- (五) 大森日活館の樂器消耗品は館主側負担の事。
- (六) 年二回の賞与を支給せし度し。
- (七) 本同盟につき犠牲者を出さざる事。
- (八) 争訟中の月給全額支給の事。
- (九) 争訟費用一切館主側負担の事。

昭和九年八月八日

大日本口家社中央分會委員分會

大日本映画同盟

大森日活館分會

品川娛樂館分會

大森日活館品川娛樂館
経営者 大久保親次 敬

傍紙第一八八五号

昭和九年八月二十三日

警視總監 藤 沼 庄 平

内務大臣 後藤 文 夫 殿
社 會 局 長 官 殿

品川娛樂館、大森日活館（映画館）の傍働
争議ニ關スル件 （第三報）

要旨

本同盟は、品川娛樂館、大森日活館の傍働争議を、去る七月十九日三項目より成る
續續書を提出し交渉せらるも何等誠意ある回答なきため茲に貴殿に対し要求書を
提出するものあり、即時回答あり度し。

大森日活館品川娛樂館
経営者 大久保親次 敬